

(案)

番号
年月日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉の設置変更〔高速実験炉施設の変更〕について（答申）

平成14年3月29日付け13文科科第753号（平成14年8月28日付け14文科科第301号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認める。